

## 浜松市農業振興地域整備計画調整会議設置要領

### (名称)

第1条 本会の名称は、浜松市農業振興地域整備計画調整会議（以下「農振調整会議」という。）とする。

### (目的)

第2条 農振調整会議は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定められた浜松市農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）の適正な管理と整備計画の変更に関する市の関係機関相互の調整を効率的に遂行するために設置する。

### (協議事項)

第3条 農振調整会議は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する協議を行う。

- (1) 整備計画の定期変更に係る事項
- (2) その他整備計画に関する必要な事項

### (組織)

第4条 農振調整会議は、別表に掲げる所属の長をもって組織する。  
ただし、必要に応じてその他の所属の長を加えることができる。

- 2 農振調整会議の議長は、農地利用課長をもって充てる。

### (会議)

第5条 農振調整会議は、農地利用課長が招集する。

### (庶務)

第6条 農振調整会議の庶務は、農地利用課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか調整会議の運営について必要な事項は、農地利用課長が別に定める。

附則 この要領は平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条・第5条関係）

部局名	所属名	会議への招集	
		右記以外に係る事項	整備計画の定期変更に係る調整
産業部	農業水産課	-	
	農業振興課	-	
	農地整備課	-	
	林業振興課	-	
	農地利用課		
都市計画部	土地政策課		-
	北部都市整備事務所		-
農業委員会事務局			-

必要に応じてその他の課を加える。